

○令和８年熊本地震による被害に伴う工事等の入札・契約手続等について

令和８年８月５日　８農振 1448 号
農村振興局整備部設計課長から九州農政局農村振興部長宛
（九州農政局を除く各地方農政局農村振興部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、国土交通省北海道開発局農業水産部長及び北海道農政部長は参考送付）

令和８年熊本地震により大きな被害が発生していることに伴い、工事及び業務の入札・契約手続等について、別紙のとおり取り扱うこととするので通知する。

また、このことについて、貴職から局管内関係県に対して参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも参考に送付されるよう依頼されたい。

（添付資料）

別紙１　災害応急対策工事等に係る入札・契約手続等について

別紙２　被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

別紙３　工事及び業務の一時中止措置について

災害応急対策工事等に係る入札・契約手続等について

令和8年度農村振興局所管公共事業等の執行については、「令和8年度農村振興局所管公共事業等の施行について」（令和8年4月7日付け7農振第3408号農村振興局長通知）に基づき実施されているが、災害時の緊急対応に係る基本理念及び発注者の責務については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）において具体的に規定されているところである。

令和8年熊本地震による被害に伴う災害応急対策工事等については、被災地の一日も早い復旧・復興のため、迅速かつ確実な執行が求められることから、他の発注者等との連携を図るとともに、同工事等に係る入札・契約手続等について、公正性・透明性の確保に遺漏がないよう留意し、地域企業の活用に配慮しつつ、当面、次のとおり取り扱うこととする。

1 入札契約方式の適用

災害応急対策工事等の入札契約については、品確法第7条第1項第4号において、随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるとされたところであり、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年2月3日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づくとともに、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（令和7年4月）等に準拠し、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、災害応急対策工事等に着手するため、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努めることとする。

2 一般競争入札の実施に当たっての取扱い

- (1) 一般競争入札方式の入札・契約手続に当たっては、手続に要する日数について通常時より短縮を図ることにより、迅速な契約に努めることとする。
- (2) 「総合評価落札方式（同時提出型）の試行について」（平成30年7月9日付け30農振第1284号）のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通知を適用しなくても差し支えないこととする。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。）の対象工事については40日前）に公告しなければならないが、急を要する場合においては5日前（政府調達協定の対象工事については10日前）までに短縮できることに留意することとする。

3 他の発注者との調整

災害応急対策工事等の発注については、品確法第7条第5項において、他の発注者との連携を図るよう努めるとされているところであり、被災地全体の復旧・復興に資するよう、被災地の発注者協議会の場合等を活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整に努めるとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないように努めることとする。

4 その他

災害応急対策工事等の迅速かつ確実な執行に当たって支障等がある場合は、適宜本省担当課に相談するものとする。

(参考) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(抄)

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一・二・三（略）

四 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

2・3・4（略）

5 発注者は、災害応急対策工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三七に規定する建設業者団体（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）その他の者との災害応急対策工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

直轄工事の予定価格の作成については、「令和 8 年度農村振興局所管公共事業等の施行について」（令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 3408 号農村振興局長通知）により、土地改良工事積算基準等の最新の単価・歩掛を適用して予定価格を設定するよう通知しているところである。

被災地域では、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な資材、作業条件の制約等から、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の速やかな把握に努め、適正な予定価格の決定を図ることとする。

また、受注者に対し、工事請負契約書第 26 条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」について、適正な支払いとなるよう適切に対応することとする。

工事及び業務の一時中止措置について

令和 8 年熊本地震による被害に伴い工事目的物等に損害が生じる又は工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。

ついては、令和 8 年熊本地震による被害を踏まえ、下記のとおり既に契約締結を行い実施中の工事及び業務（以下「工事等」という。）に係る一時中止措置等に関して、次のとおり取り扱うこととする。

1 工事等の一時中止措置について

工事等については、工事の請負契約に係る契約書（以下「工事請負契約書」という。）及び建設工事に係る設計等業務の請負契約書（以下「業務請負契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、各発注者におかれては、工事においては工事請負契約書第20条、業務においては業務請負契約書第20条の規定の趣旨に則り、次のとおり受注者に対する工事等の一時中止措置を適切に行うものとする。

(1) 施工ができなくなった工事等に係る一時中止

工事請負契約書第20条第 1 項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないとされている。

このため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、各発注者において、的確に工事の一時中止を行うこととする。

また、業務についても業務請負契約書第20条第 1 項の規定に基づき、同様に取り扱うこととする。

(2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事等の一時中止

工事請負契約書第20条第 2 項において、発注者は必要があると認めるときは、工事の一時中止を行うことができることとされている。

当面の災害復旧対策のためには、建設機械、資機材の調達、技術者の確保等において、建設企業の協力が不可欠であることから、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い災害復旧等の調査、計画検討、工事への対応が必要であり、かつ、その工事に速やかに着手できる企業が見受けられず、当該施工中の工事の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害復旧対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、受注者の意向も踏まえ、工事の一時中止を行うこととする。

また、業務についても業務請負契約書第20条第 2 項の規定に基づき、同様に取り扱うこととする。

(3) 一時中止の措置に伴う増加費用の設計変更

上記(1)及び(2)の措置を実施することに伴い必要があると認められるときは、工事請負契約書第20条第3項において、工事の一時中止に伴い、工期若しくは請負代金額を変更し又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持するための必要な増加費用については契約変更の対象とすることとされている。

このため、工事の一時中止に伴う増加費用が必要となる場合には、契約変更により費用計上を行うこととする。

また、業務についても業務請負契約書第20条第3項の規定に基づき、同様に取り扱うこととする。

2 工事等の一時的な中断を踏まえた柔軟な対応

受注者が災害復旧等の調査、計画検討、工事への対応を行う場合は、当該工事等の一時的な中断を含め必要に応じて工期を延長することとする。

また、被災地域外においても、受注者が災害復旧等の対応を検討している場合には、工事等の実施に支障のない範囲で、受注者の災害対応に配慮することとする。